

議員提出議案第1号

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成29年6月22日提出

提出者	八幡浜市議会議員	井上 和 浩
同	同	石 崎 久 次
同	同	樋 田 都
同	同	新 宮 康 史
同	同	宮 本 明 裕
同	同	山 本 儀 夫
同	同	萩 森 良 房

記

八幡浜市議会委員会条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会委員会条例（平成17年条例第221号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務委員会 7人</p> <p>総務部、企画財政部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（常任委員の任期）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前60日以内に行うことができる。<u>この場合において、その改選の際常任委員である者の任期については、前項本文の規定にかかわらず、その改選の際にその任期が満了するものとする。</u></p> <p>3（略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務委員会 7人</p> <p>総務企画部、会計課、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（常任委員の任期）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前60日以内に行うことができる。</p> <p>3（略）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の改正規定は、八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成29年条例第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の八幡浜市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき在任する総務委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ改正後の八幡浜市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による総務委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際現に旧条例の規定に基づく総務委員会に付議されている特定の事件は、新条例の規定に基づく総務委員会に付議されたものとみなす。

提案理由

総務部及び企画財政部の新設並びに常任委員の任期満了前における改選手続の明瞭化に伴い、所要の改正を行うため。